

令和2年度甲種防火管理再講習 実施要綱

1 目的

消防法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火管理再講習を実施し、必要な知識及び技能を習得すること。

2 講習区分

甲種防火管理再講習

3 受講対象者

甲種防火管理新規講習修了者で、収容人員が300人以上のホテル、病院及び物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）で防火管理者として選任されており、当組合管内（柳井市、周防大島町、上関町及び平生町）に勤務又は居住している方。

4 受講期限

- (1) 防火管理者として選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した方は、選任された日から1年以内。
- (2) (1)以外の方は、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内。

5 講習日時

令和2年10月2日（金）9：30～11：50

※受付は9：00～9：30

6 講習場所

柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部 3階大会議室

7 講習内容

- (1) おおむね過去5年間における防火管理に関する法令改正の概要に関すること。
- (2) 火災事例等の研究に関すること。

8 講習日程

別添講習時間割のとおり

9 受講手続き

甲種防火管理再講習受講申込書に必要な事項を記入のうえ、写真1枚（縦3cm×横2.4cm写真うら側に氏名を記入）を添えて柳井地区広域消防本部予防課又は最寄りの消防署、出張所に申し込んでください。

10 受付期間

令和2年9月1日（火）から9月16日（水）まで

1 1 受講費用

1,500円 (テキスト代)

受講費用については、講習当日の受付でお支払ください。なお、釣銭がないように準備をお願いします。

1 2 その他

- (1) 受講申込書提出時に受講票を交付しますので、講習当日に御持参ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、咳及び発熱等の症状が認められる方は受講できません。なお、受講途中であっても、同症状が認められる方は受講をお断りすることがあります。
- (4) 新型コロナウイルスの流行状況によっては、本講習を延期又は中止する場合があります。

(5) 問合わせ先

〒742-0031

柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部 予防課指導係 担当：林

TEL (0820) 23-7774

FAX (0820) 23-4503